

行政情報

ゴールデンウィーク10連休中の証明書交付には「証明書コンビニ交付サービス」が便利です

証明書コンビニ交付サービスを利用するには「マイナンバーカード」が必要です。ゴールデンウィーク前にマイナンバーカードを取得するとサービスがご利用いただけます。交付までには、申請から約1か月を要しますので、ご希望の方は3月中の申請をお願いします。

【証明書コンビニ交付サービス】

○交付証明書

住民票（一部・全部）、印鑑証明書（本人）、課税所得証明書（本人）

○交付時間

午前6時30分～午後11時

○交付機

店舗設置のコピー機「行政サービス」からご利用ください。

申請等についてのお問合せは、市民課市民グループまでお問合せください。

市民課 市民グループ

☎63-1111 内線112-114

4月23日（火）証明書コンビニ交付サービス休止のお知らせ

平成からの改元対応のため、4月23日（火）の証明書コンビニ交付サービスは休止となります。

証明書の必要な方は、市役所、かすみ保健福祉センター、中央公民館をご利用ください。開庁時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなります。※証明書コンビニ交付サービスの利用にはマイナンバーカードが必要です。

市民課 市民グループ

☎63-1111 内線112-114

3月は自殺防止月間です
「自殺防止つながる、わが、わが、わたしの絆キャンペーン」実施中！

県内の1年間の自殺者数は約460人という深刻な状況です。つらいこと・苦しいことは1人で抱えず、悩みを相談しましょう。あなたには相談できる人がいます。

かすみ保健福祉センター《ひまわり》

☎64-5240

茨城県 障害福祉課 精神保健担当

☎029-301-3368

FAX 029-301-3371

4月から子育て広場の開催曜日が変更になります！

これまで毎週月曜日がお休みでしたが、4月から毎週水曜日がお休みになります。

場所、時間の変更はありません。

▼開催曜日

4月～
月・火・木・金曜日

※水・土・日、祝日はお休み

▼開催場所

潮来市立図書館

▼開催時間

午前10時～正午
午後1時～4時

子育て支援課 子育て広場担当

☎63-1111 内線386

【茨城いのちの電話】

○つくば（毎日24時間）

☎029-855-1000

○水戸（毎日24時間）

☎029-350-1000

○フリーダイヤル

（毎月10日 8時～翌日8時）
☎0120-783-556

【いばらきこころのホットライン】

○平日

（午前9時～正午／午後1時～4時）

（祝日・年末年始休）

☎029-244-0556

○土日フリーダイヤル

（午前9時～正午／午後1時～4時）

（年末年始休）

☎0120-236-556

平成31年度 高齢者タクシー利用料金 助成事業のお知らせ

運転免許をもたない高齢者の方が外出する際に利用するタクシー運賃の一部を助成します。

【助成内容】

1枚500円分の助成券を年間48枚交付します。

【利用要件・注意事項】

- ※1乗車につき1人1枚利用可
- ※乗降場所のいずれかが市内
- ※10月以降申請の場合、年間24枚の交付となります。

【対象】①②⑤を全て満たす方

- ① 潮来市に住民登録している方
- ② 申請時に満75歳以上の方
- ③ 運転免許（原付を含む）を所持していない方
- ④ 潮来市福祉タクシー利用券の交付等を受けていない方
- ⑤ 介護保険の施設等に入所等されていない方

【利用可能なタクシー会社】

日の出タクシー・潮来合同自動車・かずみタクシー・はなわタクシー・常南観光タクシー

【申請方法・必要なもの】

- ① 対象者本人による申請
 - ・ 本人確認書類及び印鑑
- ② 代理（家族等）申請
 - ・ ①に記載の対象者の本人書類及び印鑑
 - ・ 代理人の本人確認書類及び印鑑

※申請書は秘書政策課窓口で発行しているほか市HPで入手可。

【申請開始】 3月27日（水）

【申請場所】

本庁舎1階 相談コーナー
※4月1日（月）以降は、問合せ先が高齢福祉課となります。

【秘書政策課】

☎63-1111 内線213

運転免許の自主返納を 支援します

運転免許を自主返納した高齢者の方にバスの乗車券を交付します。

※既に交付を受けた方は対象外

広域路線バス乗車券 2万円分
対象路線は3月末までは、鹿行北浦ライン・神宮あやめライン・白帆あやめライン全線となりますが、4月以降は路線バス再編後の鹿行北浦ライン・神宮あやめ白帆ラインでも引き続き利用可能です。

【対象】①②③のすべてを満たす方

- ① 自主返納時に満75歳以上の方
※74歳未満の方で有効期限が満了する日の直前の誕生日の1か月前から前日までに自主返納をした方を含みます。
 - ② 自主返納をしてから原則6か月を経過していない方
 - ③ 平成30年4月1日以降に運転免許を自主返納した方
- 【申請方法・必要書類】
① 対象者本人による申請

・ 運転免許証の取消通知書の写し又は運転経歴証明書の写し・印鑑

② 代理人（ご家族等）による申請

・ ①に記載の書類及び印鑑
・ 代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）・代理人の印鑑
※運転免許証の取消通知書又は運転経歴証明書は運転免許返納時に最寄りの警察署又は運転免許センターの窓口にて申請してください。

【申請場所】 本庁舎1階 高齢福祉課

※4月1日（月）以降は、問合せ先が高齢福祉課となります。

【秘書政策課】

☎63-1111 内線213

※運転免許自主返納に関することは最寄りの警察署までお問合せください。

国民健康保険証の更新月が 4月から8月に変わります！

平成30年度から保険証と高齢受給者証が一体化したことに伴い、更新日が8月1日に変更になりました。国保の保険証は毎年3月中に郵送していましたが、平成31年度から7月中に郵送します。

現在お使いの保険証は、平成31年7月31日まで使用できます。

※有効期限が7月31日ではない方もいますので保険証を確認してください。
※青色の高齢受給者証は廃止されませんでした。

【市民課 保険年金グループ】

☎63-1111 内線129・124